



第6条第1項に次の1号を加える。

(5) 促進事業者

第8条中「別記第2号様式」の次に「その他知事が必要と認める書類」を加え、「写しを添えて」を「写しを、当該申請が六次産業化法第11条第2項に規定する資金に係るときにあっては六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画の計画書の写しを添えて」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第1条第1項各号のいずれかに該当する者が平成28年3月31日までに貸付けを受ける沿岸漁業改善資金についてのこの規則の規定の適用については、第1条中「（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）並びに」とあるのは「（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、」と、「（平成23年農林水産省令第7号）」とあるのは「（平成23年農林水産省令第7号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）」と、第2条の表中「7年」とあるのは「10年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「9年」とあるのは「12年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「4年」とあるのは「7年」と、「2年」とあるのは「5年」と、「5年」とあるのは「8年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「12年」とあるのは「15年」と、第3条の表中「3年」とあるのは「6年」と、「2年」とあるのは「5年」と、「7年」とあるのは「10年」と、第4条の表中「5年」とあるのは「8年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。

別記第2号様式その1の1の事項の注中「認定中小企業者」の次に「又は促進事業者」を加え、同様式その1の末尾欄外の添付資料の2の事項中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を、「収支計画書」の次に「及び償還計画書」を加え、同様式その1の別紙中「餌料費」を「餌料費」に、

「

|          |
|----------|
| 減価償却費    |
| 沿岸漁業改善資金 |
| 償還金      |

」を「

|       |
|-------|
| 減価償却費 |
|-------|

」に、「 $(C + D + E)$ 」を「 $(C +$

$D + E = F)$ 」に改め、同様式その1の別紙に次のように加える。

償還計画書

|                |    |    |    |    |
|----------------|----|----|----|----|
| 沿岸漁業改善資金償還金（G） | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|----------------|----|----|----|----|

|    |                  |    |    |    |    |
|----|------------------|----|----|----|----|
| 償還 | 漁業部門差引損益（C）      | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 財源 | 経常損益（F）          | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|    | 漁業部門減価償却費（H）     | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|    | 差引余裕金（C + H - G） | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|    | 差引余裕金（F + H - G） | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

別記第2号様式その2の1の事項の表中「餌料の購入」を「餌料の購入」に、「餌料」を「餌料」に改め、同事項の注中「認定中小企業者」の次に「又は促進事業者」を加え、同様式その2の末尾欄外の添付資料の事項中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を、「収支計画書」の次に「及び償還計画書」を加え、同様式その3の1の事項の注中「認定中小企業者」の次に「又は促進事業者」を加え、同様式その3の2の事項中「が認定中小企業者」の次に「又は促進事業者」を、「及び認定中小企業者」の次に「等」を加え、同様式その3の末尾欄外の添付資料の2の事項中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を、「収支計画書」の次に「及び償還計画書」を加え、同様式その4の1の事項の注中「認定中小企業者」の次に「又は促進事業者」を加え、同様式その4の2の事項中「認定中小企業者」の次に「又は促進事業者」を加え、「投餌」を「投餌」に、「現在の投餌の状況」を「現在の投餌の状況」に改め、同様式その4の末尾欄外の添付資料の2の事項中「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を、「収支計画書」の次に「及び償還計画書」を加え、同様式その9及びその10中「餌料の購入」を「餌料の購入」に、「餌料の種類」を「餌料の種類」に改め、「申請者が認定中小企業者以外の場合は、」を削り、「収支計画書」の次に「及び償還計画書」を加える。

附則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）附則第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。この場合において、同日からこの規則の施行の日の前日までの間における同項の規定の適用については、同項中「（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）」とあるのは「（平成20年農林水産省令第48号）」と、「（平成23年農林水産省令第7号）」とあるのは「（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）」とする。  
（経過措置）
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、改正後の規則附則第2項の規定を除き、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年 6 月28日  
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第41号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項第1号中「（国際航空運送事業（路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものを除く。）に従事する航空機にあっては、2分の1）」を削る。  
附則第4項中「ついては」の次に「、次項の規定の適用がある場合を除き」を加える。  
附則中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。  
5 平成23年7月1日から平成26年3月31日までの間に限り、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第19項に規定する国際航空運送事業（路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものを除く。）の用に供する航空機に対する附則第3項第1号の規定の適用については、同号中「別表第2により算定した着陸料の額（以下「基本額」という。）に10分の7を乗じて得た額」とあるのは、「零」とする。  
附 則  
この規則は、平成23年7月1日から施行する。

告 示

北海道告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。  
平成23年 6 月28日  
北海道知事 高 橋 はるみ

| 事業主体名 | 地区名   | 事業の種類       | 完了年月日      |
|-------|-------|-------------|------------|
| 乙 部 町 | 旭 岱 1 | 災害復旧〔農業用施設〕 | 平成23. 3. 4 |
| 同     | 旭 岱 2 | 同           | 同          |
| 同     | 旭 岱 3 | 同           | 同          |
| 同     | 旭 岱 4 | 同           | 同          |
| 同     | 姫 川 1 | 同           | 同          |

|           |       |   |             |
|-----------|-------|---|-------------|
| 同         | 館 浦 1 | 同 | 同           |
| 同         | 館 浦 2 | 同 | 同           |
| 同         | 鳥 山 1 | 同 | 同           |
| せ た な 町   | 東大里 1 | 同 | 平成23. 3. 25 |
| 狩場利別土地改良区 | 東 丹 羽 | 同 | 同           |
| 同         | 徳 島   | 同 | 平成23. 3. 22 |

北海道告示第445号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。  
平成23年 6 月28日  
北海道知事 高 橋 はるみ

| 地区名 | 事業の種類           | 完了年月日        |
|-----|-----------------|--------------|
| 帰来別 | 一般農道整備整備〔過疎基幹〕  | 平成22. 11. 30 |
| 真駒内 | ため池等整備〔用排水施設整備〕 | 同 22. 12. 20 |
| 生 嶺 | 災害復旧〔農業用施設〕     | 同 23. 3. 22  |

北海道告示第446号

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準（昭和54年北海道告示第3590号）の一部を次のように改正する。  
平成23年 6 月28日  
北海道知事 高 橋 はるみ

第1経営等改善資金の表1の項中5の事項を6の事項とし、4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。  
3 サイドスラスタの設置に要する費用  
第1経営等改善資金の表1の項中「認定中小企業者」という。）」の次に「、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）」を加え、同表2の項中4の事項から6の事項までを削り、7の事項を4の事項とし、8の事項を5の事項とし、9の事項を6の事項とし、同事項の次に次の6事項を加える。  
7 漁獲物等処理装置の設置に要する費用  
8 海水殺菌装置の設置に要する費用  
9 海水冷却装置の設置に要する費用  
10 漁業用ソナーの設置に要する費用

11 カラー魚群探知機の設置に要する費用

12 潮流計の設置に要する費用

第1経営等改善資金の表6の項中「除く。）」を「除く。）」に改め、「認定中小企業者」の次に「及び促進事業者」を加え、同表8の項中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とし、5の事項を削り、同表9の項中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項及び4の事項を削り、5の事項を2の事項とし、6の事項を3の事項とし、7の事項を4の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

5 小型漁船緊急支援連絡装置の購入に要する費用

第1経営等改善資金の表10の項中2の事項及び3の事項を削り、4の事項を2の事項とする。

#### 北海道告示第447号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年6月28日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

漁業取締船海王丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成23年8月17日から9月26日まで

(4) 履行場所 造船所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 総トン数400トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(5) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ならない。

ア 申請の時期 平成23年6月28日から同年7月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時 平成23年8月9日 午後1時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

#### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

#### 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所 在 地

郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目  
電話番号 011－204－5486

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel KAIOMARU  
Repair Service 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., August 9, 2011

C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo 060-8588  
Japan  
Phone : 011-204-5486

北海道告示第448号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年 6 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡愛別町・東川町・中川郡豊頃町・十勝郡浦幌町の所在場所 町（以上 4 町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
愛別町・浦幌町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡愛別町・中川郡豊頃町・十勝郡浦幌町（以上の所在場所 3 町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
豊頃町・浦幌町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）、愛別町

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

|           |                                                 |            |
|-----------|-------------------------------------------------|------------|
| 路 線 名     | 供 用 開 始 の 区 間                                   | 供用開始の期日    |
| 道道 岩見沢石狩線 | 石狩郡当別町栄町50番15地先（一般国道275号交点）から同郡当別町幸町141番 9 地先まで | 平成23. 7. 4 |

北海道告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。  
その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 札幌圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

|       |              |        |               |
|-------|--------------|--------|---------------|
| 種 別 名 | 称 起 点        | 終 点    | 主 な 経 過 地     |
| 幹線街路  | 3・3・304号 南大通 | 江別市江別太 | 江別市緑ヶ丘 江別市上江別 |

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 札幌圏都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類 公園

- (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

## 北海道警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

[illegible]

注1 この保管書は、備品1点について1枚作成するものとする。ただし、出動服等の

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式その1を次のように改める。

| 分類及び細分類 | 備品 | 品目番号 | 品目 | 単位 |
|---------|----|------|----|----|
|---------|----|------|----|----|

注1 物品の分類及び品目別に別葉とする。

- (4) 毎年度末においては、摘要欄に「翌年度へ繰越」（年度間に異動のない場合を除く。）と記入して締め切り、次行に「前年度より繰越」と記入して繰越しをするものとする。

- 3 規格は、A列4番横長とする。

注1 物品の分類及び品目別に別葉とする。

- 2 記入の方法は、次のとおりとする。

- (2) 摘要欄は、整理区分、命令番号その他必要な事項を記入する。

- (3) 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越」と記入して繰越しをするものとする。月計累計は不要とする。
- (4) 毎年度末においては、摘要欄に「翌年度へ繰越」（年度間に異動のない場合を除く。）と記入して締め切り、次行に「前年度より繰越」と記入して繰越しをするものとする。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式その1注を次のように改める。

注1 物品の分類及び品目別に別葉とする。

2 記入の方法は、次のとおりとする。

- (1) 年月日欄は、当該異動のあった年月日を記入する。
- (2) 摘要欄は、整理区分、命令番号その他必要な事項を記入する。
- (3) 毎年度末においては、摘要欄に「翌年度へ繰越」（年度間に異動のない場合を除く。）と記入して締め切り、次行に「前年度より繰越」と記入して繰越しをするものとする。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式その2注を次のように改める。

注1 物品の分類及び品目別又は種類別に別葉とする。

2 記入の方法は、次のとおりとする。

- (1) 年月日欄は、当該異動のあった年月日を記入する。
- (2) 摘要欄は、整理区分、命令番号その他必要な事項を記入する。

3 規格は、A列4番縦長とする。

#### 附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。